

⑩家庭裁判所の審判分割による場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	審判書 原本	審判書正本または、謄本が必要です。	家庭裁判所で各種書類をお取り寄せください。	
2	審判確定証明書 原本	審判書上確定表示がない場合は、審判確定証明書が必要です。	家庭裁判所で各種書類をお取り寄せください。	
3	相続手続依頼書	特定相続人の署名・実印の押捺をお願いいたします。	当庫窓口でお受け取りください。	
4	相続人の印鑑登録証明書 原本 (原則発行日から6か月以内、融資取引のある場合は、発行日から3か月以内)	預金を相続する人の印鑑登録証明書が必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。	現住所の市町村役場でお取り寄せください。	
5	代表して相続手続きをする方の実印・取引印、本人確認書類	預金等の払出時は、代表して相続手続きをする方の実印が必要です。 *名義変更によりお取引を引き継がれる場合は、取引印の登録が必要となります。また、本人確認書類もご用意ください。 本人確認書類は公的書類（運転免許証、各種健康保険証など）をご用意ください。		
6	<お取引が預金のみの場合> 預金通帳・証書・キャッシュカード	全ての預金通帳・証書・キャッシュカードなどをご提出いただきます。 紛失時は窓口にお申し出ください。	当金庫窓口でご確認ください。	
	<お取引に融資が含まれる場合>	お取引店舗へお問い合わせください。 内容により、ご用意いただく書類・枚数の追加をお願いする場合があります。		
	<お取引に出資金が含まれる場合> 出資証券	出資証券をご提出いただきます。紛失時は窓口にお申し出ください。 ・出資金脱退金のご入金については、翌年4月初旬となります。また、現金でのお支払いはできません。当金庫の口座へご入金またはお振込み（振込手数料がかかります）をお願いいたします。 ・相続書類の預かり時期によっては、翌々年4月初旬となる場合もありますのでご注意ください。		
<その他のお取引が含まれる場合>	【貸金庫取引】 鍵・利用カード等をご提出いただきます。紛失時は窓口にお申し出ください。原則、相続人皆さまの立会で開函し内容物の確認をお願いいたします。 【債券／保険／信託】 お取引店舗へお問い合わせください。			